



大阪府の男子高校生が 庄原市に民泊しました！

商工観光課にぎわい観光係 ☎ 0824-73-1179

8月31日から9
月2日にかけて、

初日は市内で民泊体験

大阪府の興國高等学校の進学アカデミアコースの1年生294人が、2泊3日の宿泊研修で庄原市に滞在しました。ここでは民泊体験（8月31日から9月1日までの1泊）をはじめ、2日間で生徒が取り組んださまざまなお活動の様子をレポートします。

庄原市に到着した生徒たちは、市内の91家庭に分かれて民泊体験をしました。それぞれの家庭で農作業や木工体験などをして、民泊受け入れ家庭と交流しながら豊かなさとやまの暮らしを堪能しました。夕食は生徒と民泊受け入れ家庭の方が一緒に料理を作り、みんなで食卓を囲んで楽しい時間を過ごしました。地元で採れた新鮮な野菜やお米を使つた料理は、都会で暮らす生徒たちにも大好評だったようです。

生徒たちが滞在した民泊受け入れ家庭からは「男子ばかりと聞いていたので最初は不安だったが、しっかりと働いてくれてとても良かつた」「とても良い子たちで一緒に過ごして楽しかった」などの感想があり、生徒との交流が地域住民の元気作りにもつながっています。

高校生が 木山市長や住民にインタビュー

校の生徒との交流活動などさまざまな活動を行いました。

民泊受け入れ家庭を募集中です

市では民泊体験を受け入れて、ただける家庭を募集しています。皆さんも子どもたちと一緒に、心温まる交流をしてみませんか?

民泊登録の申し込み・問い合わせ先

庄原市さとやま体験交流協議会会員

民泊登録の申し込み・問い合わせ
庄原市さとやま体験交流協議会事務局（庄原市観光協会）

☎ 0824-750173

2日目は市内各地で
地域貢献や交流活動

「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」の請求

平成27年4月1日（基準日）において、
戦没者等の遺族で、その戦没者等に係る
公務扶助料や遺族年金などの受給権を有
する方がいない場合に、額面25万円、5
年償還の記名国債が支給されます。特別
弔慰金を受給するには、請求手続きが必
要です。

※平成27年4月1日以前に特別弔慰金を受給していた方も、改めて請求手続きが必要です。平成27年4月1日以降に亡くなつた方については、相続人が請求できます。

順番で上位の方1人に支給されます。
1. 平成27年4月1日までに弔慰金の受
給権を取得した方

2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母
④兄弟姉妹

などの要件を満たしているかどうかにより、順番に入れ替わります。

内の親族（おい、めいなど）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係があつた方に限ります。

手続きに必要なもの

①印鑑 ②請求書などの申請書類および
戸籍など添付書類（詳しくはお問い合わせください。）

請求期間 平成30年4月2日まで
請求受け付け・問い合わせ
上記の請求書提出日より3ヶ月以内

請求期間 平成30年4月2日

四三

請求期間 平成30年4月2日

四三

社会福祉課障害者福祉係
☎ 0824-73-1210